

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月17日現在

機関番号：12603

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22520736

研究課題名（和文）

第一次世界大戦後ドイツ・中欧におけるマイノリティ問題の相互関係史

研究課題名（英文） History of the Interrelationship about the Minority Problem in Germany and Central Europe after the First World War

研究代表者

相馬 保夫（SOMA YASUO）

東京外国語大学・大学院総合国際学研究院・教授

研究者番号：90206673

研究成果の概要（和文）：本研究は、第一次世界大戦後のドイツ・中欧地域において国民国家体制が再編されることによって生み出されたマイノリティ問題の展開をたどり、この問題が第二次世界大戦末から戦後にかけて大規模な住民移動・追放に帰着したことを、とりわけ国内政治と国際政治が交錯する相互関係史の視点から問い直そうとした。研究の結果、この時期のマイノリティ問題がドイツ・中欧地域の相互関係にとってこれまで考えられてきた以上に重要であることが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：This study follows the development of the minority problem which was produced by the reorganization of the nation-state system in Germany and Central Europe after the First World War, and reconsiders, in view of the interrelational history between national and international politics, why this problem caused the mass transfer and expulsion of the population at the end of the Second World War. As a result of this study the minority problem turned out to be much more important for the interrelationship of Germany and Central European states in this period than we thought.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2012年度	800,000	240,000	1,040,000
年度	0	0	0
年度	0	0	0
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：ドイツ・中欧近現代史

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：マイノリティ，国民国家，ドイツ，中欧，第一次世界大戦

1. 研究開始当初の背景 第一次世界大戦後のドイツ・中欧地域における国民国家体制の再編とマイノリティ問題，およびその帰結については，マーク・マザーやノーマン・ネイマークの古典的な研究以来，わが国でもジ

ェノサイド・大量虐殺の研究（例えば，松村高夫・矢野久編著『大量虐殺の社会史——戦慄の20世紀』ミネルヴァ書房，2007）の一環として，あるいは中・東欧の個別地域（例えば，高橋秀寿・西成彦編『東欧の20世紀』

人文書院, 2006) に即して緻密に研究が積み重ねられてきた。また, 第二帝政期以来のドイツ・ポーランド間の民族・マイノリティ問題については, つとに指摘され研究されてきた(伊藤定良, 川手圭一の論文, 田村栄子・星乃治彦 編『ヴァイマル共和国の光芒——ナチズムと近代の相克』昭和堂, 2007 所収)。

しかし, ドイツ・中欧の関係史の中でこの時期の国民国家体制とマイノリティ問題を全体的に扱った研究はまだ乏しく, とくに第二次世界大戦末から大戦後にかけての住民移動・追放の歴史的過程を視野に入れた研究はほとんど存在しない。研究代表者はすでに第一次世界大戦後の講和条約における問題の原点および枠組を検討している(相馬保夫「民族自決とマイノリティ——戦間期中欧民族問題の原点」前掲田村・星乃編論集に所収, 同「シティズンシップとマイノリティー戦間期ドイツ・中欧問題の枠組み」立石博高・篠原琢編『国民国家と市民——包摂と排除の諸相』山川出版社, 2009 所収)。本研究ではこの準備作業をもとに, 1920 年代後半から第二次世界大戦後にまで至る歴史的展開とその帰結をいっそう詳しく調査・研究する。

2. 研究の目的 第一次世界大戦後の帝国の崩壊に伴い, 中欧地域に成立した新しい国民国家の体制は, 複数の民族が混在するこの地域に「民族自決」による同質的な「国民国家」を創出するとともに, 領土内に含むことになった言語・宗教・民族の異なるマイノリティ住民を保護することを条約によって義務づけるものであった。それは, マイノリティとの紛争の芽を摘みとるために西欧諸大国によって考え出された方策であったが, 当初から自国への波及を恐れる西欧諸国やドイツには適用されない一方的なものであり, ドイツとソ連を封じ込めこの地域の戦後の安定

を図るという大国の思惑に左右され, 有効に機能せず, かえって第二次世界大戦期にはそれに代わるマイノリティ住民の虐殺と追放という方法がとられることになる。

本研究は, このように第一次世界大戦後のドイツ・中欧地域において国民国家体制が再編されることによって生み出されたマイノリティ問題の展開をたどり, この問題が第二次世界大戦末から戦後にかけてこの地域の住民移動・追放に帰着したことを歴史的に明らかにしようとするものである。マイノリティ問題はこの時期, 国内政治と国際政治が交錯する一大争点となり, 第二次世界大戦から戦後にかけてのこの地域の国民国家体制にきわめて大きな意味をもったにもかかわらず, わが国ではその方面の研究はまだ緒に付いたばかりである。この過程をドイツ・中欧地域の相互関係史の問題として歴史的に問い直すことが, 本研究の目的である。

3. 研究の方法 本研究では, 第一に, 当該時期におけるドイツ・中欧マイノリティ問題に関わる同時代の冊子・機関紙などの公刊史料を収集・検討し, これまでの研究史の再検討を行い, 第二に, ドイツ, ポーランド, チェコスロヴァキアなどに所蔵されている, マイノリティ問題に関わる未公刊史料を戦力的に渉猟し調査・研究するとともに, 第三に, ドイツおよびイギリスの外交文書によってマイノリティ問題が住民の移動・追放・虐殺に至る過程を浮かび上がらせるという方法を用いた。

平成 22 年度

1920 年代後半から 1933 年までドイツ・中欧地域におけるマイノリティ問題が同時期の国際関係および国内政策にどのように関係し, 国際連盟によるマイノリティ保護の体

制がいかに骨抜きにされていくかを、ドイツ、ポーランド、チェコスロヴァキアの外交政策とマイノリティ政策の連関という視点から研究する。各国のマイノリティ政策はこのような相互関係史の視点から新たな光を照射される。この時期の資・史料類ではとくに、ドイツ系マイノリティ関係の雑誌・機関紙類が重要である。

#### 平成 23 年度

1933 年から 1939 年までヒトラー政権下のマイノリティ政策、ドイツ系マイノリティの団体とそれを扱う部署の再編を、ポーランド、チェコスロヴァキアの対応する政策と比較対照する。当該地域のマイノリティの社会史的検討がここでは不可欠である。そしてナチ・ドイツによる各地域マイノリティの操作・誘導によってドイツの侵略政策が準備・遂行されていく過程が検討される。この時期の資・史料類ではとくに、ドイツのマイノリティ政策に関わる文書類が重要である。

#### 平成 24 年度

第二次世界大戦中から戦後にかけて占領地域でヒトラーが行ったゲルマン化政策、ユダヤ系やスラヴ系の追放・虐殺政策、それに対するポーランドやチェコスロヴァキアの抵抗運動・亡命政府の戦後ドイツ人追放構想を、イギリスと他の連合国の戦後ドイツ・中欧地域再編政策と関連させ、多角的・重層的に明らかにする。ナチ・ドイツによる東欧地域への侵略・占領体制は近年、国際的に研究が進んだ分野であるが、わが国では、もっぱらホロコースト研究の枠組みでしか意識されてこなかった。ドイツのゲルマン化政策の実態の比較検討、およびこの地域の戦後のドイツ人追放政策との連関はその意味で緊急に研究が必要である。この時期の資・史料類ではとくに、

ドイツのマイノリティ政策および亡命政府・抵抗運動関係の文書・史料類が重要である。

4. 研究成果 本研究では、第一次世界大戦後のドイツ・中欧地域におけるマイノリティ問題が1920年代後半以降のように展開し、第二次世界大戦から大戦後にかけてどのような帰結をもたらしたかを以下のような時期区分に従って明らかにした。

#### ・1920年代後半から1933年まで

この時期、ドイツ外相シュトレゼマンは、国際連盟への加入によってマイノリティ問題についても発言権を得ようと期待するが、中欧のドイツ系マイノリティ問題がドイツの国境修正政策の道具となることを恐れる西欧諸国に認められることはなかった。ここでは、ポーランドやチェコスロヴァキアにおけるドイツ系住民、彼らを組織しようとするマイノリティ団体の動向をふまえて、この時期のドイツ・中欧関係の係争点を探った。

#### ・1933年から1939年まで

ヒトラーの政権掌握によってドイツのマイノリティ政策は新たな段階を迎え、ドイツ系マイノリティの団体もそれを扱う部署も再編されることになった。とくにチェコスロヴァキアとポーランドのドイツ系マイノリティは、ヒトラーの外交・軍事の将棋の駒とされ、1938年ズデーテン地方の併合、1939年ポーランドへの侵攻に至る。ここでは、この地域のマイノリティ問題が経済的な危機から政治的に読みかえられ、ドイツの侵略政策に至る経緯が解明された。

#### ・第二次世界大戦中から戦後まで

ヒトラーは「ヨーロッパ新秩序」を掲げ、東欧・ソ連にドイツ民族の「生存圏」を得るため、この地域をゲルマン化し、ユダヤ系やスラヴ系の追放・虐殺政策を推し進めた。その一方で、この政策が急進化していくにつれて、ポーランドやチェコスロヴァキアの抵抗運動や亡命政府の間では戦後ドイツ人を追放せよという声が高まり、イギリス政府は対ソ関係からポーランド国境線の修正に関連して、この地域のドイツ人追放と民族的同質化を容認せざるをえなくなる。ここでは、この民族問題の相互亢進過程をドイツの占領地域、亡命政府、イギリスと他の連合国との関係で検討した。

以上をまとめると、本研究では、第一次世界大戦後のドイツ・中欧地域におけるマイノリティ問題の相互連関を時期を区切って検討し、第二次世界大戦中から戦後にかけてのドイツ人追放構想に至る過程を連合国の戦後再編政策と合わせて研究した。そこから、ドイツ・中欧の国民国家体制とマイノリティ問題との連関が第一次世界大戦後から第二次世界大戦後のこの時期の国際的・国内的再編のメインテーマであるという仮説に基づき、1920年代後半以降の問題の展開を総合的に捉えつつ、当事者の民族的利害に左右されてきた狭義の「追放」前史の枠組みを組み換え、相互関係史の視点から新たなヨーロッパ現代史の枠組みを構想した。とくに重要な点・独創的な点は、以下の通りである。

第一に、この時期のマイノリティ問題は、ドイツ史あるいは東欧各国史の流れだけではとらえきれない多様な関係の焦点となった。

第二に、この時期のマイノリティ問題は、国内外の政策が交錯し連動する複雑な問題系をなしている。

第三に、戦間期から第二次世界大戦をとらえる枠組みとして従来のファシズム対民主主義あるいは全体主義対民主主義という図式をどのように超えていくかの試金石としてマイノリティ問題は格好の素材である。

得られた成果の一部は、現在書き進めている論文の中に生かされたが、それを研究書の形で公表することは今後の課題である。相互関係史という視点からのマイノリティ問題の再検討は国内外の研究にとって重要な意義をもつであろう。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

- ① 相馬保夫, 離散と抵抗:ズデーテン・ドイツ社会民主党亡命組織(11), 東京外国語大学論集, 査読無, 85, 2012, 277-294
- ② 相馬保夫, 離散と抵抗:ズデーテン・ドイツ社会民主党亡命組織(10), 東京外国語大学論集, 査読無, 84, 2012, 199-217
- ③ 相馬保夫, 離散と抵抗:ズデーテン・ドイツ社会民主党亡命組織(9), 東京外国語大学論集, 査読無, 83, 2011, 143-161
- ④ 相馬保夫, 離散と抵抗:ズデーテン・ドイツ社会民主党亡命組織(8), 東京外国語大学論集, 査読無, 81, 2010, 243-260
- ⑤ 相馬保夫, 離散と抵抗:ズデーテン・ドイツ社会民主党亡命組織(7), 東京外国語大学論集, 査読無, 80, 2010, 105-122

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

相馬 保夫 (SOMA YASUO)

東京外国語大学・大学院総合国際学研究院・教授

研究者番号: 90206673